

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	3-1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	69の2①	許認可等の内容	介護支援専門員の登録
<p>(介護支援専門員の登録)</p> <p>第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者</p> <p>七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>(報告等)</p> <p>第69条の38</p> <p>2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第69条の34第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの(以下この項において「介護支援専門員証未交付者」という。)が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	3-1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	69の2①	許認可等の内容	介護支援専門員の登録
<p>(介護支援専門員の義務)</p> <p>第 69 条の 34 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。</p> <p>2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。</p> <p>(申請等に基づく登録の消除)</p> <p>第 69 条の 6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 69 条の 2 第 1 項の登録を消除しなければならない。</p> <p>一 本人から登録の消除の申請があった場合</p> <p>(登録の消除)</p> <p>第 69 条の 39 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。</p> <p>一 第 69 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するに至った場合</p> <p>二 不正の手段により第 69 条の 2 第 1 項の登録を受けた場合</p> <p>三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合</p> <p>四 前条第三項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	3-1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	69の2①	許認可等の内容	介護支援専門員の登録
介護保険法施行規則					
(登録の申請)					
第113条の7 法第69条の2第1項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から三月を経過する日までに、氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。					
(登録の通知等)					
第113条の8 都道府県知事は、法第69条の2第1項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の各号に掲げる事項を当該登録に係る者に通知しなければならない。					
一 氏名					
二 生年月日					
三 住所					
四 登録番号					
五 登録年月日					
2 都道府県知事は、法第69条の2第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。					
一 法第69条の2第1項の実務の経験を有する者以外の者					
二 法第69条の2第1項各号のいずれかに該当する者					
三 他の都道府県知事の登録を現に受けている者					